

○ 検査について

Q 1 学校独自検査とは、どのような検査ですか。

- A 学校独自検査は、独自問題、口頭試問、自己表現に関するもの等があり、高等学校が検査問題を独自に作成して実施する検査です。
各高等学校が実施する検査の種類や内容等については、「**入学者選抜概要**」を参照してください。

Q 2 奈良県教育委員会が作成する学力検査の問題や高等学校が作成する学校独自検査の問題等では、どのような内容が出題範囲となるのですか。

- A 学力検査の出題範囲は、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）に示されている内容とします。
詳しくはWeb ページで確認してください。
●中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）
https://www.mext.go.jp/content/1413522_002.pdf

Q 3 特色選抜における面接、実技検査は、どのような内容ですか。

- A 特色選抜における面接の内容は、「自己アピール文」を資料として、志望動機や、学科やコースでの学習に対する関心・意欲などをみる質問などがあります。
なお、面接と口頭試問を同じ時間帯で実施する学校もあります。
実技検査の内容は、体育や芸術に関する技能等をみる検査となっており、「実技検査受検種目」を出願時に選択する学科もあります。
各高等学校の面接、実技検査の内容や検査当日の持参品等の詳細については、「**入学者選抜概要**」で確認してください。

Q 4 「自己アピール文」とは、どのようなものですか。

- A 「自己アピール文」は、特色選抜、一般選抜における面接実施校及び大和中央高等学校定時制課程における入学者選抜の A 選抜及び B 選抜、山辺高等学校通信制課程選抜において用いる資料です。
志願する理由、中学校や地域での活動及び資格の取得等について、特にアピールしたいことを具体的に記入して出願時に提出するものです。
なお、「自己アピール文」そのものを点数化することはありません。

Q 5 二次募集でも面接を実施しますが、「自己アピール文」は用いないのですか。

- A 二次募集で実施する面接では、「自己アピール文」は用いません。

Q 6 面接を点数化するのは、どの選抜ですか。

- A 特色選抜（面接実施校）、一般選抜（面接実施校）、二次募集、大和中央高等学校入学者選抜及び山辺高等学校通信制課程選抜で点数化します。
なお、帰国生徒等特例措置及び定時制課程成人特例措置では、面接を実施しますが、点数化はせず、合否判定の際の資料とします。

Q 7 令和 6 年度入学者選抜に出題された問題は、どのようにすれば手に入りますか。

- A 各高等学校が独自に作成した問題は、当該高等学校の事務室や県庁東棟 1 階の県政情報センターで、閲覧したり、有料で写しの交付を受けたりできます。ただし、著作

権法で保護されている著作物が掲載されている問題については、その該当箇所に、「この部分については、著作権により公表できません。」と記載している場合もあります。著作権法で保護されている著作物を引用している問題（完全版）が必要な場合は、奈良県情報公開条例による開示請求の手続が必要です。

なお、令和4年度～令和6年度入学者選抜の県教委作成による特色選抜と一般選抜の学力検査問題は、奈良県教育委員会事務局高校教育課のWeb ページに掲載しています。ただし、著作権法で保護されている部分は掲載していません。

Q 8 学力検査において、加重配点を行う場合があるということですが、具体的にはどのような方法で算出されるのですか。

- A 奈良太郎さんの成績を基に、A高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

A 高等学校（加重配点後の学力検査成績の満点は300点）

□奈良太郎さんの学力検査の得点と合計点（250点満点）

国語	社会	数学	理科	英語	合計
36	32	45	43	38	194点

$$194(\text{学力検査合計点}) \times \frac{300(\text{加重配点後の満点})}{250(\text{加重配点前の満点})} = 232.8 \Rightarrow 233 \text{ 点}$$

加重配点後の
学力検査成績
(小数第1位を四捨五入)

○ 調査書の成績等について

Q 9 調査書の各教科の学習成績において、加重配点を行う場合があるということですが、加重配点は具体的にどのような方法で算出されるのですか。

- A 奈良太郎さんの成績を基に、B高等学校の調査書成績を算出する方法を説明します。
 なお、加重配点を行う際に小数部分が出る場合は、小数第1位を四捨五入し、整数とします。

B 高等学校（社会に45点、理科に15点の加重配点）

令和7年度奈良県立高等学校入学者選抜概要には右の表のように調査書成績を示しています。この場合、計算例は以下のとおりになります。

調査書成績	
調査書において重視する教科（加重配点）	調査書成績の満点
社会(45)、理科(15)	195

□奈良太郎さんの調査書の各教科の学習成績と合計点（135点満点）

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
12	10	14	12	8	10	8	10	11	95点

$$10(\text{社会の学習成績}) \times \frac{45(\text{加重配点})}{15(\text{満点})} = 30 \dots\dots \text{社会の加重配点}$$

$$12(\text{理科の学習成績}) \times \frac{15(\text{加重配点})}{15(\text{満点})} = 12 \dots\dots \text{理科の加重配点}$$

[加重配点後の調査書成績の満点（195点満点）]

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技・家	英語	合計
12	40	14	24	8	10	8	10	11	137点
	(+30)		(+12)						

加重配点後

Q10 他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者が、奈良県立高等学校に出願する場合、学習成績はどのように算出するのですか。

A 奈良県内の中学校から出願する生徒と同様に算出し、各教科 15 点満点とします。

Q11 外国の学校から編入学した生徒の調査書は、どのように作成すればよいのですか。

A 日本人学校等、国内の中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする教育施設からの編入学を除き、外国の学校から第3学年の第1学期以降に編入学した生徒については、調査書の各教科の学習成績の合計点が 135 点満点ではなく、90 点満点や 45 点満点等となります。

詳しくは、調査書及び学習成績一覧表等作成要領 4 外国の学校から中学校に編入学した生徒等の調査書の作成等について（29 ページ）で確認してください。

Q12 調査書に本人の頭髪のことなどを記入してもかまいませんか。

A 頭髪のことなどについては記入しないでください。

なお、調査書のその他の記載事項の欄である「学習活動の記録」「特別活動の記録」「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」の各欄には、それぞれ記入する内容を指定しています。（28～32 ページ参照）

○ 「調査書の特別な取扱い」について

Q13 「調査書の特別な取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、募集人員の8割以上の合格者を決定した後に、残りの人員について、合否判定の際、中学校等での活動実績等も積極的に評価するというものです。

「調査書の特別な取扱い」は、特色選抜及び一般選抜において、一部の高等学校で実施します。調査書のその他の記載事項の中で重視する事項を各実施校が定めて点数化し、調査書成績に加算して合否を判定します。また、この取扱いによって合格する人数（「合格人数枠」という。）はあらかじめ定められています。

「調査書の特別な取扱い」を実施する学校・学科（コース）ごとの重視する事項、合格人数枠、この取扱いによる加点の上限（満点）は「入学者選抜概要」で確認してください。

Q14 募集人員に満たない場合も、「調査書の特別な取扱い」は実施するのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」は、受検者数が学科（コース）の募集人員を超えた場合に実施します。

また、第2（第3）志望を勘案する学科（コース）において、受検者の第2（第3）志望により募集人員を超えた場合も原則実施します。

Q15 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、実施校が示す「重視する事項」にあたる活動を行っていた者しか評価しないのですか。

A 特色選抜及び一般選抜では、「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校でなくとも、合否の判定においては、調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）の内容を考慮して、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して総合的に行うこととなっています。したがって、すべての受検者に対して、「重視する事項」以外の活動内容等についても評価することになります。

Q16 「調査書の特別な取扱い」による合格者数については、学科（コース）ごとに制限があるのですか。

A 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校では、各学科（コース）について、合格人数枠を定めています。詳しくは、「入学者選抜概要」で確認してください。

Q17 「調査書の特別な取扱い」を実施する高等学校に入学した場合、調査書に記載された部活動等の活動を行わなければならないのですか。

A 高等学校入学後に調査書に記載された部活動等の活動を必ずしも取り組む必要はありません。

○ 第2（第3）志望について

Q18 第2（第3）志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高等学校において、第2（第3）志望が認められる学科（コース）の範囲及び第1志望を優先する割合については、「入学者選抜概要」のⅡの6 高校別概要（25～73ページ）に記載していますので、確認してください。

Q19 「第2志望、第3志望の取扱い」とは、どのようなものですか。

A 「入学者選抜概要」に、順位を付けて2（3）学科（コース）まで志願することができる学科（コース）の範囲と、その範囲での「第2志望、第3志望の取扱い」を示しています。

ここでは、各学科（コース）において第1志望を優先して合否を判定する人数を「第1志望を優先する割合」として示しています。第1志望の者を対象として合否の判定を行った後に、残りの人員については、第2（第3）志望の範囲にある各学科（コース）でまだ合格となっていない者で第2（第3）志望の者も含めて合否の判定を行います。

Q20 第1志望を優先する割合が「10割」となっている場合、その学科（コース）を第2（第3）志望としても、第2（第3）志望では合格しないということですか。

A 第1志望を優先する割合が10割となっている学科（コース）の第1志望による合格者数が募集人員に満たなかった場合は、残りの人員について第2（第3）志望の者が合格する場合があります。

なお、選抜資料が異なる場合、第1志望の学科（コース）による選抜資料を用います。

Q21 「調査書の特別な取扱い」を実施する場合も、第2（第3）志望はあるのですか。

A 調査書の特別な取扱いを実施する学科（コース）で、併せて「第2志望、第3志望の取扱い」を行う場合があります。

○ 「特技に関する記録〔体育〕」について

Q22 「特技に関する記録〔体育〕」は、どの高等学校へ出願するときに必要になるのですか。また、点数化するのですか。

A 添上高等学校スポーツサイエンス科、大和広陵高等学校生涯スポーツ科の特色選抜へ出願する場合に必要です。また、各高等学校があらかじめ定めた基準に基づいてこれを点数化し、調査書成績に加算します。

Q23 「特技に関する記録〔体育〕」にある「体カテスト」は、いつの時期に測定した結果を記載すればよいのですか。

- A 中学校第3学年の時に測定した、ベストの記録を記入してください。
記入する記録は、文部科学省が定める「新体カテスト実施要項（12～19歳対象）」に基づいて実施したものでなければなりません。
なお、過年度卒業者についても、中学校第3学年の記録を記入してください。

Q24 「特技に関する記録〔体育〕」には、中学校に入学するまで（小学校時など）の活動歴は記入できるのですか。

- A 中学校在籍中の活動実績を評価しますので、中学校に入学するまでの活動歴は記入しないでください。

Q25 陸上競技や水泳競技のように「特技に関する記録〔体育〕」に競技成績と記録を併記する競技の場合、複数の大会実績がある生徒は、競技成績と記録のどちらを優先して「特技に関する記録〔体育〕」に記載すればよいのですか。

- A 「競技成績」の上位の方を記載してください。

Q26 競技により「個人」「団体」がある場合、どのように書けばよいのですか。また、テニスや卓球などの競技でのダブルスの成績はどのように書くのですか。

- A 「個人」「団体」ごとに競技がある種目については、それぞれの最も上位の競技成績を記入してください。
また、ソフトテニス、テニス、卓球、バドミントンのダブルス等については、「個人」として扱い、陸上競技、水泳競技などのリレー種目については、「団体」として扱って記入してください。

Q27 「特技に関する記録〔体育〕」を提出する際に、「競技成績や活動の記録等を証明する資料」を添付する必要はありませんか。

- A 「特技に関する記録〔体育〕」を高等学校に提出する際に、資料を添付する必要はありませんが、中学校で保存してください。
なお、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するに当たっては、競技成績や活動の記録等を証明する資料に基づいて行ってください。
資料の例 ○ 競技成績等が分かる賞状や新聞記事
○ 団体競技の場合は、本人が当該大会に出場したことが分かるメンバー表
これらの資料がない場合は、所属団体等が証明した活動実績が分かる資料に基づいてください。
作成に用いた資料は、中学校で1年間保存してください。また、調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄にも同じ内容を記入するようにしてください。

Q28 「特技に関する記録〔体育〕」に、「中学生を対象とした大会が開催されていない場合における活動の記録」欄がありますが、この欄にはどのようなことを書けばよいのですか。

- A 日本中学校体育連盟が開催している大会がない競技については、この欄に、競技種目・ポジション等、活動期間、活動の母体となる組織（競技の協会・連盟、スポーツクラブ、ジム等）、活動の内容（競技力の向上・体力の向上等に向けた取組）、研修会・講習会・記録会等への参加の状況などを記入してください。
なお、「特技に関する記録〔体育〕」を作成するに当たっては、活動の記録等を証明する資料に基づいて行い、作成に用いた資料は中学校で1年間保存してください。

○ 出願について

Q29 紙の入学願書による出願はできますか。

A Web 出願システムにより出願してください。紙の入学願書の配布はありません。

Q30 令和7年3月に卒業し、二次募集に出願する場合、「卒業・卒業見込み」の項目は、どちらを選択すればよいですか。

A 「出身学校名」欄の「卒業・卒業見込み」の項目は、令和7年3月1日付けで該当するものを選択することになっています。例えば、令和7年3月15日に卒業した場合、二次募集の出願時には「卒業見込み」を選択してください。

Q31 出願等における氏名の記入等について、本名と通称名はどのように扱えばよいのですか。

A 氏名・住所等は、住民票の記載に基づいて記入してください。ただし漢字は入力される端末で変換可能な範囲（JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字の範囲）で構いません。ただし、本名、通称名の記入については、本人の希望を尊重してください。
通称名のみで記入を希望する場合、入学願書には通称名のみを記入し、調査書に本名と（ ）書きで通称名を併記してください。

Q32 氏名がアルファベットの場合、ふりがなはどのようにすればよいのですか。

A Web 出願システムで、ふりがなを入力する際は、カタカナで入力してください。

Q33 出願時の写真は、いつ提出しますか。また、どのようなものがよいのですか。

A Web 出願システムにより、出願時に写真をアップロードしてください。上半身正面、無帽、最近6ヶ月以内のもので、白黒・カラーは問いません。検査時間中に眼鏡をかける場合は、眼鏡をかけて撮影してください。

Q34 どの時点で出願が確定しますか。

A Web 出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。中学校長の承認後、志願者はWeb 出願システムで速やかに入学考査料を納入してください。

○ 調査書・学習成績一覧表等について

Q35 調査書の用紙は指定されていますか。

A 調査書の用紙は、PPC用紙を使用することになっています。量販店等で市販され、通常、コピー用紙として使用している用紙をお使いください。

Q36 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄に活動の実績を記入する際、どの程度まで記入すればよいのですか。

A 主催者名、大会名、成績・成果等、できるだけ詳しく記入してください。ただし、市町村の大会については、「〇〇市主催」というような具体的な地域名を書かず、「市主催」などと記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（31、32ページ））なお、記入に当たっては、調査書及び学習成績一覧表等作成要領1調査書(6)のエ（29ページ）にあるように、賞状や記録集、証明書等によって活動実績を確

認してください。

また、「特技に関する記録〔体育〕」を提出する生徒の場合には、「特技に関する記録〔体育〕」にも同じ内容を記入するとともに、相互の記載内容に違いがないか、確認してください。

なお、この欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q37 調査書の「スポーツ・文化活動等の記録」欄には中学校に入学するまで（小学校時など）に取得した資格は記入できますか。

- A 記入できます。免許証や認定書に基づいて、検定試験の主催者名、資格の名称、資格取得年月を記入してください。（参考：調査書記入上の注意事項（31、32 ページ））
なお、この欄に記入するに当たって用いた資料は、中学校で1年間保存してください。

Q38 他の中学校から転・編入学した生徒の調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表は、どのように作成すればよいのですか。

- A 受入校で、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表を作成してください。ただし、令和6年12月24日以降に転・編入学した生徒については、調査書のみを作成してください。その際、生徒番号欄には斜線を記入してください。また、学習成績一覧表及び学習成績分布表に、その生徒の学習成績を含める必要はありません。

Q39 生徒番号を在籍生徒に割り振った後に転・編入学した生徒や転出した生徒があった場合、生徒番号はどうすればよいのですか。

- A (1) 転・編入学の場合
ア 令和6年12月23日以前に転・編入学した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・ 転・編入学した生徒の生徒番号は一連の生徒番号の末番とし、学習成績一覧表においては、生徒が属する学級の末尾に入れてください。
・ 転・編入学した生徒を含めた全生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 令和6年12月24日以降に転・編入学した生徒については、学習成績一覧表に含める必要はありません。
(2) 転出の場合
ア 令和6年12月22日以前に転出した生徒があった場合、次の2つの方法があります。
・ 転出した生徒の生徒番号をそのまま残し、成績を削除してください。
・ 在籍生徒の生徒番号を付け替えてもかまいませんが、一連の番号がずれるなどのミスのないように慎重に処理してください。
イ 令和6年12月24日以降に転出した生徒については、学習成績一覧表に含めたままにしてください。

Q40 過年度卒業者が出願する場合、調査書の学習成績を算出するに当たって、第3学年の学習成績はどう扱えばよいのですか。また、学習成績一覧表や学習成績分布表は提出するのですか。

- A 過年度卒業生（平成31年3月以前の卒業者を除く。）の調査書の学習成績については、当該生徒に関する生徒指導要録の第2学年及び第3学年の評定を基に算出してください。この場合、各教科ごとに、第2学年を5点満点、第3学年を10点満点、各教科15点満点で算出してください。また、学習成績一覧表や学習成績分布表を提出する必要はありません。

Q41 学習成績一覧表を作成する際、特別支援学級の生徒は、どの学級の在籍とすればよいのですか。

A 学習成績一覧表は、「学級ごとに別葉で作成」することとなっています。ただし、特別支援学級については、その学級を1学級として作成してもかまいませんし、元の所属学級に入れて作成してもかまいません。

Q42 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありませんか。

A 学習成績一覧表及び学習成績分布表を高等学校に提出する必要はありません。
学習成績一覧表及び学習成績分布表は、令和7年1月15日（水）から17日（金）までの間に、高校教育課長に提出してください。
なお、郵送で提出する場合、受領書が必要なら必ず返信用封筒を同封してください。

Q43 学習成績一覧表や学習成績分布表は高等学校には提出されないことになっていますが、高等学校がこれらの記載内容の確認をしたいときはどうすればよいのですか。

A 中学校長から高校教育課長に提出されますので、高等学校長からの申し出があれば閲覧することができます。

○ 大和中央高等学校入学者選抜について

Q44 A選抜で不合格となった場合、B選抜に再度出願できますか。また、A選抜を受検せずに、B選抜に出願できますか。

A A選抜で不合格となっても、B選抜に出願できます。ただし、A選抜で定員に満たなかった場合のみB選抜を実施しますので、注意してください。また、B選抜には、A選抜を受検していなくても、出願できます。

○ 帰国生徒等特例措置について

Q45 帰国生徒等特例措置の学力検査問題は、どのような問題ですか。

A 数学及び英語の学力検査については特色選抜の学力検査問題を用いて実施していますが、全ての漢字にルビをふるなど、受検者の日本語能力に配慮した形で表記しています。学力検査以外に作文及び面接の検査を実施します。作文の検査問題は奈良県教育委員会で作成しますが、指定されたテーマについて日本語で作文する問題となっています。奈良県教育委員会事務局高校教育課のWeb ページに、令和4年度から令和6年度までの入学者選抜における作文の問題を掲載していますので、参考にしてください。

なお、国際高等学校では帰国生徒等特例選抜として実施します。数学及び英語の学力検査問題と作文の検査問題は上記と同じですが、他に学校独自検査があります。

○ その他

Q46 特色選抜とはどういうものですか。

A 将来の目標や興味・関心、適性等に応じて、中学生が高等学校を主体的に選択できるよう、特色選抜を実施する各高等学校は、どのような生徒を募集しているかを「特色選抜の趣旨」で示しています。また、検査については、学力検査を実施するとともに、学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査から、各高等学校が1つ以上を選択して、自校の特色に応じた選抜を行います。

Q47 特色選抜の出願書類の「『自己アピール文』記入票」などの各種様式等は、「入学者選抜実施要項」の様式を奈良県教育委員会事務局高校教育課のWeb ページから印刷して使用してもかまいませんか。

A (1) 使用してもよいもの

「自己アピール文」記入票、欠席届、副申書、各種申請書、出願資格証明書、他の都道府県の公立高等学校への進学のための証明願、追検査申請書、追検査対象証明書

(2) 使用してはいけないもの

各教科の学習成績算出資料、調査書、学習成績一覧表及び学習成績分布表の作成にあたっては、奈良県域統合型校務支援システム又は令和6年度に配布する「調査書等作成ファイル」を使用して作成してください。

(3) その他

「特技に関する記録〔体育〕」については、Web ページから印刷した様式による作成と、「調査書等作成ファイル」の使用による作成のどちらでもかまいません。

Q48 一般選抜において、アの学科（コース）を希望せずに、イの学科（コース）のみで受検することはできますか。

A 一般選抜において、イ【特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）】に出願できるのは、特色選抜を受検した者であり、かつ、イの学科（コース）を第1希望、ア【一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）】を第2希望とする者となりますので、イの学科（コース）のみの受検や、イの学科（コース）を第2希望として受検することはできません。また、「特色選抜を受検した者」の範囲について、高田商業高等学校の特色選抜の受検者、西吉野農業高等学校の特色選抜の受検者は含みますが、大和中央高等学校A選抜の受検者は含みません。

なお、第2希望となるアの学科（コース）とは、5教科（国語、社会、数学、理科及び英語）の学力検査を実施する学科（コース）となりますので、3教科（国語、数学及び英語）の学力検査並びに面接を実施する定時制課程は該当しません。

Q49 検査当日、携帯電話を持参しても問題ありませんか。

A 携帯電話については、各選抜の実施要項にも、「通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止」と明記しています。

高等学校においては、これまでからも、万一所持している場合は検査終了時まで預かるなどの処置をとっていただいておりますが、入学者選抜の円滑な実施のため、中学校においても、スマートフォン・携帯電話等、不必要なものは持参しないよう、引き続き御指導ください。

Q50 三角定規が持参品となっていますが、数学や理科の学力検査で使用してよいということですか。

A 三角定規は、理科の学力検査等では使用できますが、数学の学力検査及び数学の独自問題では使用できませんので注意してください。

Q51 私服や筆記用具に書かれている英単語や漢字などは、受検に際して問題ないのですか。

A 他の生徒の迷惑や有利・不利が生じる可能性もあります。中学校において、英単語や漢字などの書かれていない服や筆記用具を用いるよう御指導ください。

高等学校においては、出願の際に注意を促していただくなどの対応をお願いします。

Q52 身体に障害があるなど、受検に際し、特別な配慮が必要と判断される場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 中学校長は、志願校が決定していなくても、事前に奈良県教育委員会事務局高校教育課高校教育指導係に連絡し、相談してください。中学校長から高校教育課への連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和6年12月26日（木）までとします。その際、医師の診断書などの書類が必要となりますので、予めご準備ください。

なお、入学後の配慮については、保護者・本人の了解を得た上で、合格発表後速やかに、中学校長から当該の高等学校長に連絡してください。

Q53 入学志願許可申請書の様式 15 では、「同時期に実施される公立高等学校の入学者選抜を、受検しないことを証明します。」とありますが、同時期でなければ居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願できるのですか。

A 県外居住者及び県外中学校卒業生等の奈良県立高等学校への志願手続要領3、4、5、7に該当する方は、入学志願許可申請書の様式13、14及び15により出願することができます。

ただし、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、その入学者選抜の結果が出てから奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願してください。また、同様に、奈良県公立高等学校の入学者選抜に出願した場合は、奈良県公立高等学校の入学者選抜の結果が出てから、居住地の都道府県の公立高等学校の入学者選抜に出願するようにしてください。

なお、居住地の都道府県の公立高等学校に出願するに当たっては、居住地の入学者選抜の要項で出願資格について必ず確認してください。

Q54 追検査とはどんな検査ですか。

A インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由により特色選抜、一般選抜等を欠席した者（1時限目の問題配布が始まるまでに欠席する旨を申し出た者）を対象に実施します。あくまで、検査当日「やむを得ない理由により検査を欠席した者」を対象に受検機会を与えるためのものです。インフルエンザが治っていても受検可能な状態であれば、別室での受検が可能です。

やむを得ない理由としては、インフルエンザ様の症状、出席停止の扱いが定められている感染症に罹患、月経随伴症、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等があげられます。

手続き等については、追検査実施要項（25、26ページ）で確認してください。

Q55 Web 出願システムにより書類を提出する場合、押印は不要ですか。

A 原本が電子データとなるため、押印は不要です。